

○伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例

平成28年3月28日条例第8号

改正

平成28年9月27日条例第42号

平成30年6月29日条例第49号

令和2年6月30日条例第41号

伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域（法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域をいう。以下同じ。）における固定資産税の税率の特例を定めることにより、企業の本社機能の地方活力向上地域への移転及び地方活力向上地域における拡充を促進し、もって本市への人の流れを創出し、市全体の活力の向上を図ることを目的とする。

(税率の特例)

第2条 地方活力向上地域において、法第5条第18項の規定による同条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）の公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号

まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものであって、次項に定める規模のものに限る。）を新設し、又は増設したものについては、当該減価償却資産である家屋又は構築物及び償却資産（以下「対象家屋等」という。）並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があったものに限る。）に対して課する固定資産税の税率は、市税条例（昭和29年条例第316号）第62条の規定にかかわらず、対象家屋等に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度から3年度分に限り、100分の0.7とする。

2 前項の減価償却資産の規模は、当該減価償却資産の取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のものとする。

3 第1項の規定は、伊丹市企業立地支援条例（平成20年伊丹市条例第47号）第7条第3項の規定により認定を受けた企業立地計画に係る土地、家屋及び償却資産については、適用しない。

（申告）

第3条 前条第1項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、対象家屋等に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、書面により市長に申告しなければならない。

（特例の承継）

第4条 第2条第1項の規定の適用を受けた事業者から、相続、事業譲渡、合併その他の事由により当該適用に係る対象家屋等において行われている事業を承継した者は、当該適用を受けた事業者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により同項の事業者の地位を承継した者は、当該事業の権利を取得した日から30日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供された対象家屋等及び当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して課する固定資産税については、この条例の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

付 則 (平成28年9月27日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年6月29日条例第49号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日までの間に、地域再生法の一部を改正する法律(平成30年法律第38号)による改正前の地域再生法(平成17年法律第24号。以下「旧地域再生法」という。)第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、旧地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する、この条例による改正前の伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例第2条第1項に規定する減価償却資産を新設し、又は増設したものについては、当該減価償却資産である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家

屋又は構築物の敷地である土地に対して課する固定資産税の税率については、なお従前の例による。

付 則（令和 2 年 6 月 30 日 条例 第 41 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 4 年 6 月 30 日 条例 第 21 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。